教育旅行誘致事業業務委託仕様書

1. 業務名
教育旅行誘致事業業務委託
2. 目的
　学校教育においては、令和４年度より「総合的な探究の時間」が高校において開始されたほか、以前より私立学校においては先行している学校も多く、探究学習は取り組むべきこととして認知されている。探究には、主体的・対話的な学び（アクティブラーニング）が欠かせないが、それに加え、ＰＢＬ（課題解決型学習）により、地域課題、社会課題に触れ生徒が自ら課題を発見し解決していくことが重要とされているため、教育旅行（探究旅行）において地域に触れることを大きなテーマにしている学校が増えている。そのうえで求められる内容としては、従来のような「過去理解」、「知識蓄積」に終始することなく、「大人が答えを持っていない問いかけ」、「未来志向」、「わたくしごと化」への仕掛けが、より重要視されるようになってきた。
　福島県浜通り地方の教育旅行入込は近年増加しているが、それは浪江町～富岡町周辺地域をその行程範囲とした「“被災地としての福島”を知る」ことをゴールとしているケースが多く、そのことは、上述のような学校が求める探究学習の趣意に必ずしも沿っているとは言えないのが実情である。
南相馬市（以下、「本市」という。）においては、被災地としての側面を持ちながらも、地域がリセットさせられたことをバネに新たな価値を創造している個人や企業が多く存在しているため、来訪者に対し、被災した過去を踏まえた上でこれからの社会へと目を向かわせることができやすいフィールドであるといえ、他にはないプレゼンスを発揮することができる地域である。
　こうした背景の中、本市における教育旅行の誘致に関しては、令和５年度から６年度にかけ、本市の特性を活かした探究学習をはじめとする教育旅行向け未来志向型のプログラムを造成し、広範なプロモーションの展開、学校へのアプローチを進め、採用校が順調に出てきている。令和７年度においては、「プログラムの作成とプロモーションによる認知拡大」、「学校行事化に向けた来訪促進」、「安心して来訪を検討してもらうための受入オペレーション強化」の実施による、『持続的な教育旅行誘致の流れの確立』、『誘致拡大』、『本市の教育旅行目的地としての価値の上昇』を事業目的とする。
3. 業務の期間
契約締結の日から令和８年３月３１日（火）
4. 業務内容
5. プログラムの拡大とツールの整備
6. 探究型教育プログラムリバイス案作成（１本以上）
・「探究活動」に相応しい内容であり、本市ならではのひと、資源を活用していること。
・過去理解や知識蓄積で完結せず、未来志向の内容となっていること
7. プログラム企画書・営業ツール作成（１０００部）
・「探究活動」に相応しく、生徒の成長に資する内容であることを表現すること。
8. 効果的なプロモーションの実施
9. プロモーションの機会の提供（５回以上）
・異なる地域で広範な旅行会社と接触機会となるものであること。
・造成したプログラムを効果的にプロモーションする具体的な方法を提案すること。
・実施地域、アプローチ先、回数は自由提案とする。
10. 旅行会社の教育旅行担当者への効果的アプローチの実施（２００名以上）
・①のプロモーションのほか、効果的アプローチ方法を提案のこと。
・具体的手法については自由提案とする。
11. 学校行事化に向けた来訪促進
12. 教職員（一部旅行会社学校担当者）対象の来訪ツアー実施（２０名以上３０名まで）
・対象：県外（全国）の私立中学校、私立高校又は大学
・学校（団体）ごとにツアー実施し、実施校数が５校以上となるよう催行すること。
・当該ツアーの一切の手配、精算、オペレーション及び随行を行うこと。
・造成したプログラムに沿って探究学習を本隊同様に体感できる視察内容とすること。
・実際の来訪に繋がる効果的な実施時期や手法を具体的に示すこと。
・モニターツアーの実施にあたり、特筆すべき提案があれば記載すること。
・アンケートを実施し、回収分析すること。
13. 安心して来訪してもらうための受入オペレーション強化
14. 学校や旅行会社等からの問い合わせや行程のアドバイス、施設予約等を含めた本事業の専用相談窓口の運営及びスタッフの配置
・プログラムおよび宿泊や交通等の旅行構成要素をアレンジすること。
・教育旅行の受入にあたり、本市の地域的な特性や受入側の現状や課題を提起し、それらの課題をクリアしスムーズな受入をするための具体的な手法を示すこと。
15. 成果報告書の提出
紙媒体及び電子媒体一式（形式　docx/xlsx/pdf等）
16. 業務体制
17. 定期的な打ち合わせのほか、本市内外各関係機関との調整のため、求めに応じ遠隔ではなく随時本市来訪を可能とし、細かなコミュニケーションがとれる体制があること。
18. 配置予定者は十分な業務能力、実績を有していること。
19. 業務実績
本業務と類似の業務の受注実績があること。
20. 業務打ち合わせ
21. 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、業務中間時、業務完了時、その他必要に応じて業務の打ち合わせを実施するものとする。
22. 発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内容については、その都度相互に確認するものとする。
23. 委託料の支払い
委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。
24. 法令等の遵守
　本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。
25. 秘密の保持
　受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者（協力会社含まず。以下同様）への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
26. 関連先との調整
27. 本業務の履行に当たり、他の関連事業者等（例：許認可権者、権利者等）との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。
28. 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。
29. その他
30. 受注者は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
31. 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。
32. 提出された報告書、成果品は、当市に帰属することする。
33. 業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。
34. 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受注者と市で協議してその取扱いを定めるものとする。
35. 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記 事項」を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、市が所有することとする。
36. 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・ 協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものする。